

令和 7 年会津美里町議会定例会 7 月会議

議事日程 第 1 号

令和 7 年 7 月 8 日（火）午前 10 時 00 分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案の上程及び提案理由の説明
- 第 3 報告第 12 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 4 報告第 13 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 5 報告第 14 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 6 報告第 15 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 7 報告第 16 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 8 議案第 44 号 令和 7 年度会津美里町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 9 議案第 45 号 損害賠償の額を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

1 番	櫻	井	幹	夫	君	9 番	洪	井	清	隆	君
2 番	小	柴	葉	月	君	10 番	堤		信	也	君
3 番	荒	川	佳	一	君	11 番	鈴	木	繁	明	君
5 番	長	嶺	一	也	君	12 番	横	山	知世	志	君
6 番	村	松		尚	君	13 番	横	山	義	博	君
7 番	小	島	裕	子	君	15 番	根	本	謙	一	君
8 番	星			次	君	16 番	大	竹		惣	君

○欠席議員（1名）

4 番	山	内	豪	君
-----	---	---	---	---

○説明のため出席した者

町	長	杉	山	純	一	君
副町	長	鈴	木	國	人	君
総務課	長	平	山	正	孝	君
政策財政課	長	渡	部	雄	二	君
町民税務課	長	大	竹	淳	志	君
健康ふくし課	長	渡	部	朋	宏	君
産業振興課	長	鶴	川		晃	君
建設水道課	長	加	藤	定	行	君
教 育	長	歌	川	哲	由	君
こども教育課	長	猪	俣	利	幸	君
生涯学習課	長	小	林	隆	浩	君

○事務局職員出席者

事務局	長	川	田	佑	子	君
事務局次長 兼総務係長		小	林	一	成	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和7年会津美里町議会定例会7月会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

説明員の報告はお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

6番 村 松 尚 君

7番 小 島 裕 子 君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第12号から報告第16号、議案第44号、議案第45号の計7議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和7年会津美里町議会定例会7月会議の再開に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げます報告5件、議案2件の提案理由をご説明いたします。

初めに、報告第12号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和7年4月17日、町内字漆原北地内において、町道舗装面の老朽化に伴う陥没により自動車物損事故が発生いたしました。事

故後、相手方と交渉の結果、賠償金7,215円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第13号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和7年4月17日、町内字漆原北地内において、町道舗装面の老朽化に伴う陥没により自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金7,084円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第14号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和7年3月11日、町内立石田字東四十八地内において、除雪作業によりフェンスを破損させる物損事故を確認いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金5万5,300円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第15号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和7年2月7日、町内字布才地地内において、除雪機による除雪作業中、駐車してあった自家用自動車と接触する自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金3万4,000円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第16号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和7年2月7日、町内字高田道上地内において、除雪車による除雪作業中、車庫の屋根に接触する対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金75万4,446円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第44号は、令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）であります。物価高支援として昨年度に給付した定額減税調整給付金に係る不足額の追加給付等に伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,613万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億6,422万4,000円とするものであります。

次の議案第45号は、損害賠償の額を定めることについてであります。本案は、令和7年3月21日、町内八木沢字谷地地内において、除雪作業によりブロック塀を破損させる対物事故を確認いたしました。事故後の相手方との交渉により、解決金として損害賠償の額を105万500円と定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第12号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第3、報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第12号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書 1 ページ、2 ページです。提出案件資料 1 ページ上段も併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明させていただきます。令和 7 年 4 月 17 日午後 6 時 30 分頃、町内字漆原北地内の町道通称 1 号線において、舗装面の老朽化に伴う陥没によりタイヤを損傷させる自動車物損事故が発生いたしました。その後、同年 5 月 15 日、相手方 T 氏、会津美里町在住、と自動車物損事故に係る損害賠償金について 7,215 円を支払うことで示談が成立したことから、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

なお、本件事故後、陥没箇所につきましては現在補修が完了していることを併せて報告いたします。説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 12 号を終了いたします。

○報告第 13 号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第 4、報告第 13 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第 13 号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書 3 ページ、4 ページです。提出案件資料 1 ページ中段も併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明させていただきます。本件損害賠償の額を定めることにつきましては、令和 7 年 4 月 17 日午後 8 時 15 分頃、町内字漆原北地内の町道通称 1 号線において、舗装面の老朽化に伴う陥没によりタイヤを損傷させる自動車物損事故が発生いたしました。その後、同年 5 月 16 日、相手方 O 氏、会津美里町在住、と自動車物損事故に係る損害賠償金について 7,084 円を支払うことで示談が成立したことから、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

なお、本件は先ほどご説明いたしました報告第 12 号と同じ日、同じ場所で発生したことを併せて報告いたします。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第13号を終了いたします。

○報告第14号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第5、報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第14号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページです。提出案件資料1ページ中段も併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明させていただきます。本件損害賠償の額を定めることにつきましては、令和7年3月11日午前11時頃、町内立石田字東四十八地内において、除雪作業によりフェンスを破損させる物損事故の発生を確認いたしました。その後、同年5月26日、相手方K氏、会津美里町在住でございます。と対物事故に係る損害賠償金について5万5,300円を支払うことで示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第14号を終了いたします。

○報告第15号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第6、報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、猪俣利幸君。

○こども教育課長（猪俣利幸君） 報告第15号は、損害賠償の額を定めることの専決処分について報告するものであります。

議案書7ページ、8ページ、提出案件資料は1ページ下段であります。本件は、本年2月7日午前9時55分頃、高田中学校敷地内において、用務員が除雪作業中、除雪機が駐車中の自家用自動車に接触し、バンパーを破損させる自動車物損事故が発生しました。その後、6月3日、相手方K氏と自動車物損事故に係る損害賠償金として3万4,000円を支払うことで示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことを同条第2項の規定により報告するものであります。

説明は以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第15号を終了いたします。

○報告第16号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第7、報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第16号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書9ページ、10ページです。提出案件資料1ページ下段から2ページ上段も併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明させていただきます。本件損害賠償の額を定めることにつきましては、令和7年2月7日午前1時30分頃、町内字高田道上地内において、除雪作業中に除雪車が車庫に接触し、屋根を破損させる対物事故が発生いたしました。その後、同年6月30日、相手方、社会福祉法人S、理事長H氏、会津美里町、と対物事故に係る損害賠償金について75万4,446円を支払うことで示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 損害賠償の額を定める専決処分の報告でございますが、私の経験上、県より

も、金額の多寡はあるわけなのですけれども、件数が多いように感じます。このような損害賠償の額につきましては、本来であれば町の予算から払うことがない無駄な出費と私は認識しておりますが、穴場補修はもう終わったのですけれども、除雪作業中に損害を与えないような指導とか、そういったことにつきましてはどのような対応をしているのか教えてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

除雪車事故防止につきましては、除雪シーズン始まった際、警察当局、あとはメーカー等をお呼びしました上で、事故防止につながるような講習会等を開催して事故防止につなげているところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 県では、損害賠償を与えた箇所につきましては、除雪作業が本格化する前にその箇所をオペレーターの除雪作業員が確認したりして、二度と発生しないような取組もしておりますが、講習会をやっているということだったのですけれども、現場確認とか、そういったことはしていないのかお聞きします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 先ほど説明不足で申し訳ございません。シーズン前、必ず降雪前においては、除雪オペレーターが必ず自分の担当するコースを確認しているところでございます。ですが、今年度におきましては観測史上1位となる雪が降った関係で、現場の状況が例年とは違いまして、かなりの降雪があった関係で確認不足等が発生したのかなということが推察されるところです。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 今シーズンにつきましては本当に大雪だったということで、多少は理解できますけれども、今後無駄な出費が発生しないような形で対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第16号を終了いたします。

○議案第44号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第8、議案第44号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第44号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料3ページから8ページを、提出案件参考資料2枚目を御覧願います。なお、今回の補正の概要であります。令和6年度に実施しました定額減税調整給付に係る当初の支給額に不足が生じた方への給付を行うため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援事業などについて補正を行うものであります。

なお、給付金支給事業につきましては、事業概要を提出案件参考資料として添付させていただいたところでです。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,613万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億6,422万4,000円とするものでございます。

第2条におきましては、繰越明許費でございます。2枚おめくりいただきまして、第2表、繰越明許費でございます。3款民生費、1項社会福祉費、事業名、高齢者福祉施設管理事業及び9款教育費、6項保健体育費、事業名、体育施設管理運営事業であります。本郷地域公共施設解体工事について必要な工期を年度内で確保できないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課の補正内容につきましては、提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明いたします。

3ページをお開きください。歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2,126万3,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。令和6年度に実施しました定額減税調整給付に係る当初調整給付の支給額に不足が生じた方へ給付金の支給を行う支援事業などに伴い増額するものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金350万円の増額につきましては、県オリジナル米産地力強化支援事業補助金でございます。福島県オリジナル米の安定供給及び経営安定化を目的として、農業機械を導入する農業者に対しての支援事業に伴い、新たに予算措置をするものです。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金9,137万3,000円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源の調整のため増額するものでございます。なお、不足額給付に係る財源は国庫支出金10分の10の見込みですが、現時点において国から示されておりますのは配分予定額であるため、事業完了後に国の交付決定を受け、国庫支出金として歳入に計上し、財政調整基金

への戻入れを行うものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページをお開きください。2款総務費、2項徴税費、1目徴税総務費から2目賦課徴収費までの増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として予算措置をするものです。

提出案件資料4ページ、提出案件参考資料2枚目を御覧ください。参考資料にてご説明いたします。事業名、町税賦課・徴収事業（定額減税不足額給付金支給事業）であります。事業概要でございますが、物価高騰支援の一環として昨年度給付した定額減税補足給付金（調整給付）について、令和6年分所得税額及び定額減税額の確定等により、本来給付すべき所要額との間に不足額が生じた方について、不足額の追加給付を行うことにより、物価高騰への負担軽減を図るものでございます。

支援対象といたしましては、次の①または②いずれかに該当する方で、本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限ります。①、不足額給付Ⅰとしまして、令和5年分所得税額を推計値として算定し、令和6年度に給付した定額減税調整給付金と、令和6年分所得税額を実績値として算定した定額減税調整給付金確定額との間に差額が生じた方、②、不足額給付Ⅱとしまして、所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前の税額がゼロ円である方、青色事業専従者、白色事業専従者の方または合計所得金額が48万円を超える方、3点目としまして令和5年度及び令和6年度に給付した低所得世帯物価高騰支援給付金の対象でない方、これらの要件を全て満たす方でございます。

支援内容は、①に該当する方につきましては、定額減税調整給付金確定額から当初定額減税調整給付金額を差引きした額、②に該当する方につきましては、1人当たり原則4万円を支給するものでございます。

なお、事業期間は令和7年7月9日から令和8年1月31日まで、事業費といたしましては9,695万4,000円を計上するものでございます。

予算書に戻りまして、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費350万円の増額につきましては、18節の県オリジナル米産地力強化支援事業補助金でございまして、歳入でもご説明しましたが、福島県オリジナル米の安定供給及び経営安定化を目的として、農業機械を導入する農業者に対して補助金を交付するため、新たに予算措置をするものです。

次に、6款商工費、1項商工費、3目企業誘致促進費195万8,000円の増額につきましては、14節の維持改修工事でございます。高田工業団地浄化槽の定期点検において自動細目スクリーンの故障が発覚し、交換を要することから、新たに予算措置をするものです。

5ページを御覧ください。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費1,372万4,000円の増額につきましては、10節の修繕料でございまして、除雪機械雪寒整備代の不足が生じるため増額するものです。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

8番、星次君。

○8番（星次君） 第2表の繰越明許費について伺いたと思いますが、参考資料によりますと精査が必要なためというふうなことでありますが、どの部分の何が、予算が不足したのか、それとも何か面積的なことが増えたのか、その辺の精査というのがちょっと分からないので、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） お答えいたします。

精査が必要になったということにつきましては、この工事につきましては、設計書の作成に当たりまして、共通仮設費ですとか、現場管理費の算定とか、そういうところで再度処分費などについて、含まれないとする処分費などが含まれていたということで、公告を取り下げた、中止したという経緯がありますので、そういったところなどを再度新たにきちっと見直すために精査をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星次君） ただいまの説明では現場管理とか処分費というふうなことの再度精査ということですが、当初の予算計上のときにこの部分は見落とししたのかというふうな部分もあると思うのですが、これが初めての解体工事だと分かるのですが、昨年度だと藤川の分館等も解体やって経験済みなので、それを参考にしながら精査して予算計上というのが当たり前だと思うのですが、その辺の部分は見落とししたのか、その辺のところも再度お願いしたい。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） ここにつきましては、藤川等に行ってはいるのですけれども、そういったところをきちっと見直しておいたのですが、ここについてはなかなか設計のところで見逃してしまったというところで、誤りがあったというところで、それで再度精査をしているというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星次君） そうすると、繰越明許はして、再度これまた予算計上というのはなると思うのですが、補正予算で。そのところはどうですか。考えていますか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 予算については当初の予定した予算の中で収まっておりますので、近く再度公告をして工事に入っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 9番、渋井清隆君。

○9 番（渋井清隆君） 二、三点ちょっとお聞きます。

私も同じく第2表の繰越明許費なのですが、今と同じようにかぶるわけなのですが、設計書のまず精査が必要ということになって、ちょっとこれ抽象的で、具体的には今言ったような、もっとあると思うのですけれども、そこをもう少し具体的に言っていただきたいことと、入札をやったけれども、これ2回目ですか、3回目ですか、中止回数あると思うのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 入札の中止につきましては2回ほどございまして、1回目が4月20日に公告しまして、5月9日に中止をしております。内容としましては、先ほど申しましたが、共通費における共通仮設費、あとはそういった現場管理費の算定なのですが、含まないとするような処分費が一部含まれていたということで、1回目は下げをした、中止したということでございます。

2回目につきましては、5月13日に公告しまして、5月26日に中止をしております。これにつきましては、今度は一般管理費の算定に当たりまして、鉄くず等のスクラップ、これは有価物額にはこういったスクラップは算定には含まないと、一般管理費の算定には含まないとされているものが、誤って一般管理費に含まれていたということで、これを中止したということで、そういったことで再精査が必要になったということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） 今いろいろ聞きますと、1回、2回と設計の精査というのがいろいろありますが、そもそもこの設計書をできるまでは委託をしているわけだね。問題は委託のときにあるのではないのか。それとも、こちらに納品として入ったときに職員がチェックミスとか、そういうのどちらのほうにあるのでしょうか、原因は。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 原因としましては、設計者のほうについては、当然委託事業者のほうから成果品は上がってきてございます。その中で今度上がってきた成果品で単価の入替えですとか、共通費の設定につきましては町の職員がやることになりますので、そういったところで町のほうで適切な単価入替えとか共通費の設定を行わなかったというものでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） 私聞いているのは、単価の入替えもそうですが、そもそも共通仮設に入るか入らないかというのは当初からのことなのですよ。そうでしょう。あつたものを落とすのはいいのだけれども、そもそもが要らないことまで入っているということ自体の成果品ではおかしいと思う。思わないですか。それで、こういうふういろいろ出てくるというのは、やはり委託を受けた業者そのものにミスが多いのでないのですかということを知りたい。このやつでやりますと、かなりの委託費が出ている、またやる、またやる、上がれば取る、少なければ返すという委託ではないでしょう、

これ。委託した限りは完璧なやつをもらうのです。単価なんていうのは物価、建築物価から、そういうのから持ってくればこんなの絶対間違いないのです。冬期間になれば冬期間になったように補正係数が上がった物価・・・あるのですから。なぜこういうことが、1回のみならず2回、3回という、こういう繰り返しができるのかと。同じこれ鉄骨だ、建物があっても、片方はそれ異常なかった、片方は何でできるのだという、同じ非木造の部分あるのです。体育館でも。こっちはさすけなかったのか。鉄くずなんかは売却できるわけだから、逆に落とさなくてはならない、金額から。だけれども、設計はそれなりにかかるわけですよ。落とすだけ。それは入札の価格が安くなるというだけで。売却するのですから、相手が入るまでです。そういうことをやはり設計者のほうに問題があるのではないですか、これやっぱ。いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） お答えさせていただきます。

まず、設計者に問題があるかというところにつきましては、設計のほうからはきちとしたものが上がってきておりまして、この誤りの原因といいますのは、積算システムですが、R I B C 2というところで共通費へ反映させるような設定は町の職員が操作して行うところであるのですが、なかなか町の職員も不慣れだということもありまして、あまり設計業務に関する知識ですとか、積算システムの操作に対する理解などもちょっと十分でなかったということもありまして、適切な設計ができなかったというのが原因でございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 町税賦課・徴収事業の定額減税不足額の給付につきましてお聞きします。

これにつきましては、給付対象者の方の申請主義なのか、支給業務委託の中で該当者は全て網羅して給付するものなのか、それについて確認したいので、教えてください。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長、大竹淳志君。

○町民税務課長（大竹淳志君） 定額減税の不足額給付事業につきましてでございますが、あくまでも町のほうである程度対象者を算定、絞り込みいたしまして、該当者について、業者委託挟みまして、該当者のほうへ通知させていただくというもので予定今のところしてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 該当者は全て網羅しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大竹淳志君） 該当者についてはこちらのほうで網羅している部分でございますが、ただ転入、転出等の移動がございますので、そういった方につきましてはこちらで税額等を把握できていない方もおりますので、転出、転入先の町村での課税状況とか給付状況、そういったものも確認

する必要がございます。こちらの住民登録されている方で課税されている方につきましてはある程度把握は可能なのですが、そういった移動があった方につきましては相手方の団体、市町村とのやり取りもございますので、そういった部分では申請主義といいますか、になってしまう方もおります。該当するのですけれども、申請しませんという方も中にはいらっしゃるということも想定されますので、原則としては申請主義という形になりますが、実情として町のほうでの把握している部分を最大限活用して、漏れがないように申請していただくというようなことで予定してございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 6月に行いました町民との意見交換会の中でこの性格の、給付金ではないのですけれども、該当しているのに、申請主義の給付金があって、申請しなかったから、受領できなかったというような方も何人かいたというような話も聞いたものですから、漏れの少ないような形で支給をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 6番、村松尚君。

○6番（村松 尚君） 私も繰越明許費の3款民生費についてお伺いいたします。

先ほど同僚議員の方々からの質疑の中である程度理解は進んだと思うのですけれども、1点確認させていただきたいなと思ったのですけれども、この公告から中止に至る経緯、これは公告を見た事業者さんが例えば質疑を質疑書みたいな感じで出しますね、公告の期間に。それを見て気づいて中止に至ったのか、それとも所管として事前に把握した上で中止に至ったのか、その経緯のほうをお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） お答えいたします。

気づいた理由としましては、入札参加事業者から設計図書に対する質問を受けました。そういうところで回答書を作成する中で積算の誤りに気づいたものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうしますと、それまでは気づかずに、所管としてはそのままできてしまったと。これちなみに2回とも同じような事象で中止としたのかお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 2回とも同じ事例でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうしますと、2回とも同じ理由ということですが、これは1回目の中止に至ったときにしっかりと見直しできていないという理由になってしまうような、見方によっ

ては。それで、これから再度公告をするわけですが、そこに対して間違いなく、今回は中止に至らずに全部拾った上でやれるという、そういうような形で今考えているということで、その認識のほうをお伺いします、最後に。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 2度ほどこういった入札の中止などを行っていますので、この反省を生かしまして、今現在につきましては本当にチェック体制の強化ですとか、そういったことをきっちと確認をしながら精査を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 12番、横山知世志君。

○12番（横山知世志君） 農業振興費についてお伺いします。

県産オリジナル米の稲作農家の安定化を目的として補助金が交付されるようですが、稲作農家としては極めて350万という金額的に低いなと思って見ていたのですが、これについては対象とする農業機械あるいは適用条件があるのだらうと思うのですが、それについてもしかするとこれ既に利用者が決まった補助金なのか、そこら辺も併せて教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおたしでございます。この福島県のオリジナル米産地力強化支援事業につきましては、まず県オリジナル水稻の品種ということで、天のつぶ、里山のつぶ、あと福、笑いといった県オリジナル品種を作付することがまず前提でございます。これを作付することで普及を図るということで、栽培管理に必要な圃場管理システムを使用したトラクター、当然GPSも活用しますけれども、そういったトラクターの導入であったり、収量等の測定機能付きのコンバインということで、先進的な技術を導入した農作業機械を購入する団体、農業団体ということで、認定農業者等の3人以上の団体並びに農業生産法人を対象にした補助金でございます。こういったことから、県のほうで募集、当然町のほうも農業者の方に通知をして、要望調査をしておるところではございます。一定程度規模が大きい農家の方のグループであったり、農業生産法人の方がこの補助事業については対象団体となるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○12番（横山知世志君） これ350万ではトラクター1台も買えないのですよね。これどんな、例えば応募者が複数いた場合、県のほうで審査するのだらうと思うのですが、この金額で果たしてけんかにならないのかなと私思うのですが、ちょっとそこら辺の金額について見解を。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） この350万の金額でございます。こちらにつきましては、県の補助要綱のほうの上限額ということで、先ほど実際トラクター350万ではなかなか購入は難しいとは思いますが、一応補助要綱上では2分の1補助で350万が上限という補助金となっておりましたので、これにつ

きましては県の要綱のとおり350万を上限ということで今回要望をするものであります。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○12番（横山知世志君） 複数いた場合の対応を教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） こちらにつきましては、県のほうに申請が上がってまいります。その中で審査を行うものというふうに認識しておりまして、今回につきましては町内で1団体ということで今回は申請上げさせていただいております。

○議長（大竹 惣君） 10番、堤信也君。

○10番（堤 信也君） 繰越明許費について、今まで同僚議員が度々聞いておりますけれども、まず1点目がこれ設計発注したのはいつの時期だったのか、それが1点。あとは、これ1回目公告が1月二十何日ということでしたね。それで、中止が5月になってから。2回目が5月13日公告と。この間予算で見ていた工事が1億8,000万ですか、それ次年度繰越しになっているわけですね。こういってことで、これ担当課内での処理で済んでいるのか、それとも庁内にわたってその辺のやつは皆さん認識しているのか、その辺確認だけしたいと思うのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時50分）

再 開 （午前10時55分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 回答させていただきます。

まず、すみません、その前にちょっと答弁の修正をお願いしたいのですが、先ほどの洪井議員の質問のときに、1回目の公告日、令和7年4月20日とお話ししたのですが、正しくは令和7年4月22日の誤りでございました。令和7年4月20日ではなくて令和7年4月22日ということでございます。

それで、今ほどの設計につきましては、設計は令和6年度に行っておりまして、工期は令和6年7月25日から1月12日の工期でございます。設計の工期は令和6年7月25日から令和7年1月12日の工期の中で、完了は令和7年1月8日に完了ということで、設計は完了しております。完了は令和7年1月8日でございます。完了してございます。

あと、次の担当課だけではなくて町全体として認識しているのかという点につきましては、1回中止しまして、2回目の公告するに当たりまして指名委員会等を開催しまして、そういったところで内容等を説明して、その会議の中で中止を決定するというのも説明してございますので、そういったところで生涯学習課単独のものではなくて、町としてそういったところで認識をしているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（鈴木國人君） 全庁的な部分でございますが、全庁的な部分につきましては、こういったことがあったということで一般質問でもご指摘いただきました。それで、その後は既存のいわゆる建設課でありますとか、産業振興課でありますとか、そういったところのチェックも受けながら、庁内体制についてはそういった体制をしきながら、誤りのないように今後発注のほうをしていきたいというふうに考えております。内部的にはそういった形で共有させていただいてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 堤議員。

○10番（堤 信也君） 今後やっていっていただくのは当然なことなのですが、ただ先ほどからの説明を伺っていると、1回目中止になったときも、これはそのときは共通仮設の数字が違った。それは指名業者さんからの指摘であったと。2回目は、一般管理費という話でしたね。なぜ単体で、共通仮設で指摘を受けて、その後2回目で一般管理費で受けていると。その辺の流れがちょっと私分らないのですけれども、なぜそういった事態が起きているのですか。金額入れるのはソフトがあるので、業者やろうがどこがやろうが一緒の金額が出てくるはずなのです。それがなぜ経費の面で間違いが出てくるということちょっと私分らないのですけれども、その辺詳しく教えていただけませんか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 誤りににつきましては、先ほどから何度もお話ししているところなのですが、やはりまず職員そのものも積算システムの使い方をなかなか完全に習得していないということと、あと例えば今回ちょっと誤った原因というのはやっぱりスクラップの処理でして、鉄くず等のスクラップの場合、有価物額に算定されるものは、それぞれシステムの中でそれぞれ必要なところにシステムのところで積算システムの中に入れていくのですが、そういうところがやっぱりちょっと技術的に未熟なこともあって誤ってしまったというところが原因でございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 堤議員。

○10番（堤 信也君） 生涯学習課だけの問題ではないはずなのです。今ほど副町長がおっしゃったように、技術的なプロである建設水道、あと産業振興、そちらのほうでもチェック入れているのでしょう。そういった説明ですよ。今後そうやってやっていくという説明ですか。でも、今後そうやってやっていくのは当然でしょうけれども、なぜ生涯学習課だけで判断してやったのか、技術畑があるわけでしょう。そこには依頼というか、確認をしなかったのですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 今回については生涯学習課だけでやってしまったということもあり

ますので、ですから今後このような反省を生かして、入札前のチェック体制はきちっと強化していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 繰越明許費のことをお願いします。

今るる同僚議員から質問が幾つとなく出てまいりました。副町長の答弁では、庁内でこれからしっかり内部体制をつくってチェックしていくという話。事あるごとに出てくる説明の最終的な弁明がそういうことなのですけれども、ここで所管の教育長の認識はどのようにお持ちになっているのか。これだけ素人でも首をかしげるようなミスが続けてしまっているということについては、これは相当重い事案だなというふうに思っています。教育長としての認識あるいは今後の在り方についてどのようなことを考えていらっしゃるのか伺っておきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

入札等に係る事務だけではなくて、職員の一般事務の所掌の推進につきましては、ミスなく、過誤なく実施するのは当然のことでございますし、それを統括する事務局の代表としまして、教育長としての責任を感じているところでございます。ただ、さきの6月会議の一般質問でもお答えしたとおり、やはり専門的な素養の必要な業務でありますから、一般の事務とまた違うところがありまして、慣れ、経験、知識、そういうものが必要になってくる部分も多々あると思います。したがって、これも前々から長部局と相談はしておりますけれども、そういう専門家の配置であったり、あるいは専門的な外部機関のお力を借りたり、様々な対応をしながらミスなく進めていく必要があるのだろうというふうに思っております。

加えて申し上げますと、地教行法上、教育財産の取得と、それから廃棄につきましては、これは本来教育委員会の所掌事務ではないということもありますので、その辺の整理も含めて長部局と新たな在り方を検討していく必要もあるかなというふうに考えておりますが、今回につきましては度重なった誤りでありますので、今後ないように職員の服務監督には十分意を用いて徹してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 分かりました。いずれにしても、これは本当に重い教訓だなというふうに私も伺っていて思います。これ町長をはじめしっかり認識を共有されて、しっかり今後の対応を構築していただきたい。最後に町長の答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

この案件に関しては、私もやっぱり教育委員会というところの、今教育長から話ありましたけれど

も、専門的なところが入ってくるということがございました。県であれば、所管のところにしっかりやってもらうわけですが、役場の組織としてはその担当となる課の中でやっていたということもあって、今副町長からお答えいたしましたように、専門的な知識を有する所管のところで再チェックをするということが必要だということを改めて認識をさせていただきましたので、その辺はしっかりと徹底をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第45号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第9、議案第45号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第45号 損害賠償の額を定めることについてご説明を申し上げます。

議案書11ページです。提出案件資料2ページ中段も併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明

させていただきます。本件損害賠償の額を定めることにつきましては、令和7年3月21日午前10時頃、町内八木沢字谷地地内において、除雪作業によりブロック塀を破損させる対物事故の発生を確認いたしました。その後、同年6月12日、相手方A氏、会津美里町在住、と対物事故に係る損害賠償の額について105万500円を解決金として賠償することを確認し、承諾を得たことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議決を求めるものでございます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 1点だけお聞かせ願います。

この損害賠償金105万500円ですが、かなり大きい額ですね。したがって、今までの第180条の報告云々と違って議決要件が必要なのです。そこで、ブロック塀ということになっていますが、これブロック塀というだけで、平米数どのぐらいなのでしょう。それと、単なるブロック塀なのか、大谷石積みの塀なのか、ここら辺ちょっと確認させてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） ブロック塀につきましては、通常のブロック塀でございます。6段積みのブロック塀でございまして、延長17メートルにわたり破損したものでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 17メートルということは、これ恐らく、6メートルということになると、横鉄筋、縦鉄筋入っていると思うのです。ばたんとは倒れなかったと思うのね。部分的になったのか、それとも全体そういうふうになって、17メートル全部、17メートルよりもあったのか、全壊になったのか、そこら辺。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

このブロック塀につきましては、全長で17メートルでございます。東西にわたるブロック塀でございまして、西側の部分につきましては破損されたということで、あと全体的にわたりまして若干傾いたような状況になって、全てにおいて積み直しが必要となったところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 最後だから。積み直しするということになったということで、新たなブロックを使ってやったわけですね。内容的には、傾いたということは、鉄筋は入っていたということですね。鉄筋入っていた。有刺鉄筋入っていたわけですね。異形鉄筋だと思うのだけれども。だから、そ

れが縦横入っていて倒れなかったから、人もいなかったから、よかったのだけれども、道路の方にも。でも、17メートル全部がこんなになるということは相当な衝撃があったのではないかと思う。ましてやこの節は雪がいっぱいあって、そこまでどういうふうにして引っかけて排土板で持っていったのかなど。普通だったらがりがりがりっとなるくらいだと思う。これ17メートルやったということは、真っ正面からどおんと押すとか何かでなかったらならないと思うのです。横だったら。どういう状況なのだから、その状況を教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

今現在ブロック塀の道路向かい、狹隘な道路であることが前提でございまして、ブロック塀の反対側に雪押し場がありまして、その雪押し場はかなり雪降った際押していたところだったのですが、バックする際、塀のほうに接触したような状況でございまして、接触したのが2か所ほど接触したような状況でございました。現地のブロック塀のほうに塗装等の跡が残ってございまして、それで明らかにブロックのほうに除雪車が接触したのだという判断の下で、そのような状況下において今回の事故は発生したものでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会 7 月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和 7 年会津美里町議会定例会 7 月会議を散会いたします。

散 会 （午前 1 1 時 1 5 分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 村 松 尚

議 員 小 島 裕 子